〈論訪〉

江戸幕府外交権と対馬藩

―正徳度「国書引替一件」をめぐって

はじめに

近世日本の対外関係をヨーロッパ世界との接触からではなく、東 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で幕藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を捉えた。荒野氏は江戸時代の対朝 で書藩制国家における対外関係を担って、外交文書を管掌するとと 山の碩学が輪番で対馬以酊庵に赴任して、外交文書を管掌するとと 山の碩学が輪番で対馬以酊庵に赴任して、外交文書を管掌するとと 山の碩学が輪番で対馬以酊庵に赴任して、外交文書を管掌するとと 山の碩学が輪番で対馬以酊庵に赴任して、外交文書を管掌するとと 山の碩学が輪番で対馬以酊庵に赴任して、外交文書を管掌するとと

望田朋史

が担保されていた。

ていたのかを描き出すことを目的とする。 の無い外交事案に対して、江戸幕府と対馬藩がどのように対処し 例の無い外交事案に対して、江戸幕府と対馬藩の思惑を検討して、前 をめぐる主導権及び通信使外交を担う対馬藩の思惑を検討して、前 (6) (6)

鮮国書も三代将軍家光の「光」の字を犯しており、外面封式は「日 門十八日であった。十一月一日に江戸城で朝鮮国王中宗の諱である領した。その際、将軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である領した。その際、将軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である領した。その際、将軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である領した。その際、将軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である領した。その際、将軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である領した。その際、将軍返翰に七代前の朝鮮国王中宗の諱である。 「怪」の字を発見して、外面封式に踏印が無かったことと合わせて、 で、たい。六代将軍家宣の襲職祝賀を名目に、十九代朝鮮国王 本論に入る前に「国書引替一件」の概要と主に使用する史料を示本論に入る前に「国書引替一件」の概要と主に使用する史料を示本論に入る前に「国書引替一件」の概要と主に使用する史料を示本論に表示。

20 本之古式」であり新井白石に変更する意思はないことが、 信使の帰路途上で再交換することとして両国の国書は十八日に 雨森芳洲から三使に伝えられた。 翌十九日に通信使一行は江戸を発った。 その後、 両国の改書した国書を通 改書された将軍返 対馬藩儒 旦

翰は帰路大坂で対馬藩主宗義方に渡され、翌年二月十二日、

通信使

うに、 先行研究では「犯諱の抗争」、「国諱紛争」などと呼ばれているよ記録史料から「国書引替一件」と呼ばれる事件の概要である。 (12) 戸を発った後の対馬藩の活動については、簡潔に帰路日程と事実関 を持つ三使との間で両国の国書が再交換された。 の帰路対馬にて対馬藩主と、 国書の文字を巡る日朝間の対立が注目され、 改書されて対馬に届いていた朝鮮国書 以上が、対馬藩の 通信使一行が江

この二冊の記録は、三使が江戸で辞見の登城をする前日の十一月十 卯年信使記録 た書状、 の遣り取りも記録されている。 伊予守への国書提出までが詳述されている。 藩士による大坂までの朝鮮国書護送と三月二十三日の大坂城代土岐 日に始まり、 対馬藩主一行と江戸屋敷、 あるいは朝鮮側との遣り取りの記録だけではなく、 対馬藩庁と倭館、 翌年二月十二日の対馬における国書引替を経て、 国書引替之事 以酊庵との間で交わされた書状の写しも 大坂屋敷、 |坤 二十一」の二冊に記録している。 |代天女覚書共ニ 乾 廿」、「正徳元辛 すなわち通信使に同道する帰路途上 国元対馬との間で交わされ 本史料には、 対馬藩内 対馬藩と 対馬

> 載せられており、対馬藩内の思惑を窺い知ることができる。 処していたのか、来聘御用掛老中との関係に注目して確認する。そ 以下にまず、江戸における日朝間の紛糾に対馬藩がどのように対

来聘御用掛老中と対馬藩

して帰路途上から国元対馬へ至る経過を追いながら考察を進める。

最高責任者として老中からは土屋相模守政直が任命されている。 馬藩との折衝などの任務に当たらせている。 実務担当者が複数任命されるのが通例である。 以降は老中・若年寄・寺社奉行・勘定奉行から各一名、それ以下の 江 戸幕府では朝鮮通信使を迎える毎に来聘御用掛を任命して、 幕政機構が整備されて 正徳度には、

$\widehat{\mathbb{C}}$ 来聘御用掛老中の任免

国道中の史料が往路と比較して少ないという事情もあろう。

対馬藩では国書再交換に至るこの一件を、「正徳元辛卯年信使来

国書引替之一件附杉村采女覚書共二

係が描かれているのみで、

研究上注目されてきたとはいえな

帰

よる。 宝暦度の酒井左衛門尉忠寄は病気、 任命されて、その一、二年後に通信使を迎えている。 文化度を除き、 が確認できる老中の一 おきたい。 掛に任命されている。 実現しなかった天保期の水野越前守忠邦は老中を罷免されたことに 宝暦度以降は途中で交代していることが確認できる。 各回の通信使来日前に、来聘御用掛に任命された老中を確認して これらの場合には、 表1は幕政機構が整備されて以降、 概ね新将軍の襲職から二年以内に来聘御用掛老中が 来聘準備が始まっている段階において、 覧である。 直ちに老中のうち一人が新たに来聘御用 遷延の末、 文化度の戸田采女正氏教は死亡 対馬での聘礼となった 来聘御用掛への任命 交代理由は

にしておけない役割があったといえよう。天保期に老中を一旦罷免

*冒頭の数字は江戸時代に来日した朝鮮使節全12回の回数。 **老中の後の丸数字は来聘御用掛拝命時の年齢。

	家慶					12文化度 家斉 王			11宝暦度 家治 宮		10延享度 家重 延	9享保度 吉宗 亨	8正徳度 家宣 宮	7天和度 綱吉 延	* 将軍
	家慶 天保八(二八三七)九:					12文化度 家斉 天明七二七八七)四十五			家治 宝暦一○○七六○)九・二		延享: (七四五) ・	吉宗 享保元(コセコ六)八・一三	家宣 宝永六(一七〇九)五・一	延宝八(一六八〇)八:二三 大久保加賀守忠朝句	将軍宣下年月日
水野越前守忠邦む	←	土井大炊頭利位55	←	水野越前守忠邦⑪	牧野備前守忠精⑪	←	戸田采女正氏教師	松平右近将監武元፡፡◎	←	酒井左衛門尉忠寄፡፡፡	本多伯耆守正珍38	井上河内守正岑⑮	土屋相模守政直ᡂ	大久保加賀守忠朝句	来聘御用掛老中**
天保 五〇八四四)六:二~弘化二(一八四五)二:三		天保九(二八三八)四十一 ~天保 五(二八四四) 〇十二 天保 四(二八四三)閏九十二		天保五(一八三四)三・一〜天保一四(一八四三)閏九・一三 天保一一(一八四〇)一二・二三	享和元(1八〇1)七十一~文化1三(1八1六)1〇・1三 文化三(1八〇六)四:1九		寛政二(1七九〇)一・一六~文化三(1八〇六)四・二六	延享四(1七四七)九:三~安永八(1七七九)七:1五		寛延二(一七四九)九:二八~宝暦一四(一七六四)五・一六	延享三(一七四六)一〇二 五~宝曆八(二七五八)九•二	宝永二(一七〇五)九: ~享保七(一七三二)五・一七	貞享四(一六八七)一○・一三~享保三(一七一八)三・三	延宝五(二六七七)七:二五~元禄一(二六九八)二・一五	老中在任期間
天保一五二八四四)七二二二		天保一四(二八四三)閏九・二()		天保一(二八四〇)一二:二	文化三(二八〇六)四:二九		文化元(二八〇四)六・二	宝曆 三(一七六三)一・一九		室曆一○七六二一○一八	延享四(一七四七)四・一	享保二(一七 七)六・二三	宝永六(二七〇九)一一二五	天和二(六八)二・ 三	来聘御用掛拝命年月日
	実現せず	-				文化八二八二二五十二			宝曆一四二七六四二十二七		延享五(一七四八)六・一	享保四(一七一九)一○・一	正徳元(一七二)一一・一	天和二(六八二)八・二七	聘礼年月日

表 1

朝鮮人来聘御用掛老中一覧『通航一覧』・『徳川実紀』などより作成。実現しなかった家慶期については池内敏『大君外交と「武威』(名古屋大学出版会、二〇〇六年)を参照。

力者が来聘御用掛に任命される傾向を読み取ることができる。る。天保の改革で知られる水野に限らず、老中のうち経験豊富な実された水野越前守は、老中に復帰すると来聘御用掛にも再任してい

は「来年韓聘のこと惣督すべしと命ぜられ」、それまでの「朝鮮御信使来聘業務が新たに始まるのである。同年十一月二十五日、土屋 事」という文言が通信使来聘業務とは考えられない。 綱吉は未だ在世中である。 旨命ぜらる」とある。この時期は五代将軍綱吉襲職祝賀の通信使が 馬藩主宗義方に「朝鮮の事、今より後、土屋相模守政直に議すべき 九)一月十日に将軍綱吉が亡くなる。ここから新将軍襲職祝賀の通 として、土屋が任命されたとみられる。 対馬藩が通信使来聘以外の朝鮮関係の業務を相談する幕府側の窓口 天和二年(一六八二)に来日してから二十三年経っているが、 は「朝鮮御用」を命ぜられ、その五日後の二十八日には登城した対(16) 老中を務めている。宝永三年(一七〇五)四月二十三日、老中土屋 十三日。以後享保三年(一七一八)三月三日まで三十二年にわたり たい。土屋相模守が老中に就任したのは貞享四年(一六八七)十月 次に正徳度の御用掛老中土屋相模守政直の任命の経緯を見ておき から「朝鮮人来聘御用」に任命されたのである。 つまりこの時期の「朝鮮御用」・「朝鮮の その後、宝永六年(一七〇 この時点では、 将軍

(二) 老中土屋相模守と対馬藩の交渉

三使が将軍返翰の文字と封式に難色を示したため、予定されてい相模守政直と対馬藩の交渉を見ていく。本節では、正徳度「国書引替一件」における来聘御用掛老中土屋

ている。三使の言い分が書かれていないため老中土屋相模守に見せ老衆御持参候而被仰聞候」という二点を挙げたと対馬藩では記録し 届けている。その別紙書付には次のように書かれている。十八日に幕府から小人目付が対馬藩上屋敷を訪れ、老中無判奉書を 居ではなく事情に通じた家老が来るべきであると小笠原は言う。 候而茂合点仕間敷候」、「此義ハ重キ事候故、得と御存知有之候御家 として小笠原は「三使申分之主意御書載無之候故、相模守江見せ申 馬藩江戸屋敷留守居山川佐左衛門が藩主の口上書を持参して御用掛 土屋邸を訪れる対馬藩士は、 て報告している。これ以降、 十五日に、対馬藩では家老が新たな口上書を持参して土屋邸を訪れ ても納得できないという理由のほか、重大な事なので江戸屋敷留守 土屋の用人小笠原隼之助に口上書の請取を拒まれている。その理: 老中土屋邸を訪問したのが十一月十四日である。しかし、応対した た十一月十六日の江戸発足が困難となったことを知らせるため、 老中土屋からは十六日と十七日に対馬藩への書付が出され、 江戸家老であることが確認できる。 帰国途上の藩主一行からの指示により

【史料1】※傍線は全て筆者による。

貨

- 則御留置候事、御別幅者請取可罷帰候間、彼方別幅御留置被成候様にとの義、一、三使申候通、此度之来翰御返可被成候間、御返翰可有返上候、
- 、御返翰之内御改候文字之儀、三使承度之由、其方家来儒役之、右御引替之儀、御次第書を以、追付可相達候事、

者追付新井筑後守方へ可被差越候、

筑後守委細可相談候事

候儀者罷成間敷候哉

できないことを訴えている。

23

してほしいと願っている。

書改之来翰差上候義、 御使可被引替候事 三使対州滞留仕可差上之旨 御返翰茂

書改之書翰 御返翰之通上包折目之上ニ者国王之名印ニ不

との指示もある。 馬に留まり、 すなわち藩儒雨森芳洲が新井筑後守(白石)へ委細相談するように 再交換をするというのが幕府の方針である。「其方家来儒役之者」 した状態で通信使一行は帰路につくことになった。 日朝両国の国書を一旦差し戻して、 江戸から将軍返翰を持って来る上使との間で、 これを受けて芳洲は白石に次のように論じている。 別幅 (贈物目録) そして三使は対 のみを交換 国書の

を三使から請取るのが上使織田能登守の任務であった。

之国書改来り無別条候ハ、、 京ニ而成共、 も労費無限事ニ御座候、 百日ニ茂及可申哉と奉存候、 翰対州江御下シ被成候首尾ニ御座候而者、 朝鮮ゟ書改り来候国書御当地へ差上候上ニ而、 大坂ニ而成共、 何とそ御返翰御改被成次第御登せ被成 早速三使江相渡候様ニ被仰付被下 対馬守ニ届当付被成被下、 左候而ハ、三使茂難儀仕、 三使対州之逗留大要 御両使を以御返 対州に 朝鮮ゟ

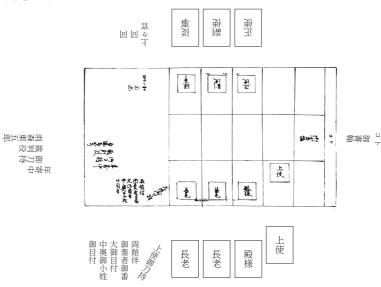
に改書した将軍返翰を発送して、 も及ぶことを芳洲は懸念している。 つ対馬まで将軍返翰を持って行くのでは、 朝鮮廟堂から改書された国書が江戸へ届いてから上使が三使の待 京都あるいは大坂で対馬藩主に渡 そこで江戸に朝鮮国書が届く前 三使の対馬逗留が百日に

> と加番の縁長老)が並んでいる。そして対馬蕃王の上壑こヒゼド、(33)(33)と「長老」二人(以酊庵輪番僧の集長老「殿様」(対馬藩主宗義方)と「長老」二人(以酊庵輪番僧の集長(2)) が江戸城で一旦請取った朝鮮国書を三使に返すとともに、 ることが分かる。 たものが【図1】である。 で日朝両国の国書が一旦差し戻されている。 この芳洲と白石の対談が行われた十八日に、三使の宿館東本願寺 この上使は高家織田能登守信門である。 通信使の正使・副使・従事官に対して、 その時の座位を記録し 将軍家宣

六百貫目から多い場合は八百貫目の物入りとなり、 貫目になる。 るのに二十匁かかり通信使の人数五百を掛けると一万匁すなわち十 被成と至而笑止千万ニ存候、」と書かれている。一人が一日逗留す 八百貫目之入越ニ而、 人ニ而ハ一日ニ拾貫目ニ而御座候故、六十日相増候而ハ、六、 使一行の逗留には「壱人ニ付一日之入目廿匁宛と相見へ申候、 杉村三郎左衛門へ書状を出している。その書状には、対馬での通信 を護行する対馬藩家老杉村頼母・平田直右衛門は戸塚から江戸 翌十九日、通信使一行は江戸を発つ。出立二日目の二十日、 逗留が六十日増すと、更に×60で六百貫目と計算して、 大分之御物入 二罷成、 御馳走方必定御凌兼可 馳走費用が工面 一行

る。 ニ打添 莫大ニ相増、 も有之事故、 続けて「何程御人柄軽ク候而も 通信使の逗留だけではなく、 上使御あしらい迄ハ決而御凌者不罷成、 重ク御あしらい不被成候而ハ不叶義ニ候、 御難儀者偖置、 当時之御償イ極而罷成間敷候、」 上使が江戸から対馬へ派遣されて 上使之儀ニ候得ハ、 御物入右之積りゟ 朝鮮人見聞

図1 「国書 御復書引かへの儀式 座位」正徳元年十一月十八日 於江戸東本願寺 (「乾」613)



している様子が窺える。くると接遇の負担が重なることになる。その更なる出費増大を懸念

る。その別紙書付には次のように書かれている。(28)二十一日夜には小田原止宿中の一行のもとに老中奉書が届い

て

史料3

早速以飛脚可被申聞候、右之左右有之而 御使之衆爰元発足可有之候、依之此方より改被遣候 御返翰持参之 御使当地可有之候、依之此方より改被遣候 御返翰持参之 御使当地

可有之候事、

従三使被請取、尤文字等相違無之哉被致内見、其上ニ而 御被請取之、三使江可被渡候、従朝鮮書改到来之国書是又其方此方より改被遺候 御返翰 御使之衆其方江可相渡候之間、

傍線部からは、朝鮮から国書を書き改めるという返答が対馬に届右之趣、可被得其意候、以上、

使江可被相渡候事、

守へ口上書を提出して対馬藩の意向を伝えている。それによると、受けて二十三日に、江戸家老杉村三郎左衛門が御用掛老中土屋相模受けて二十三日に、江戸家老杉村三郎左衛門が御用掛老中土屋相模対馬藩江戸屋敷では、出費増大を懸念する帰路道中からの書状を使を派遣するという幕府の決定が読み取れる。

その後に「上使御発駕被成、

少も所々無遅滞御下向被成候而茂、

道

早飛脚ニ

而申上

·候而茂、

日数十八、

九日茂掛可申候」としている。

「船中継船・道中

朝鮮廟堂からの改書の意向を江戸へ知らせるのに

中十二日・船中廿日程」 もあり得ると訴えている。そして老中土屋に対して次のように願い 程」にもなるとしている。 発駕御用意・大坂御船仕廻・船中御旅行之日数彼是凡五十三、 八十日御掛可被成茂難計候」として、 掛かり、「飛脚到来之日数 さらに、 この時期は「冬空御座候故、 t 八十日掛かること 上使御当地 四日 船 御

上げている。

概御考被成雑用御金被成下候歟、両様之内相州様御心入を以、 壱州之格を以 此上者、 十日程逗留之上者相繕馳走可仕方便一円無御座候、 翰御引替ニ付、数十日逗留ニ罷成候而ハ対馬守至極不勝手ニ有 而御座候付、大概其積を以馳走之用意仕置申候、 (前略) 信使同道之償さへ調かね、 天和之時茂信使帰国之刻, 天和年之日数之通り対馬守方ゟ馳走仕候日数之外ハ、 公儀御賄ニ被 拝借を願上候程之仕合御座候故 仰付候歟、 対州府中ニ而九日程逗留 又ハ逗留之日数大 然処今度御書 (中略)

中で九日程逗留(正確には十泊)したことを引き合いに出している。 これによると、 何レニも宜御下知被成被下候様可申上之旨申越候、 前回天和二年(一六八二)の通信使が帰路対馬府

十回の朝鮮使節の中で最長である。 余儀無くされた。そこで通信使の帰路、対馬の手前の平戸藩領壱岐 徳度の通信使は江戸に三十一泊している。これは江戸まで赴いた全 表2は江戸時代に来日した全十二回の朝鮮使節の一覧である。 大坂、 「十日程」逗留が長くなった結果、 対馬府中に逗留した日数をまとめてみた。今回、 前回天和度の江戸逗留は二十泊 対馬藩は更なる出費を 使節 正

宛に五人の老中連署で次の書付が出されている。 (8) この要望が伝えられた二日後の二十五日に、帰路道中の対馬藩主 |雑用御金||の下賜を御用掛老中土屋相模守に求めているのである。

のように馳走費用を「公儀御賄」とするか、あるいは逗留日数分の

【史料5】※波線部は対馬藩で問題となった文言 (後述)。

儀者、 相渡帰国候様二可被致候、 被請取之、従朝鮮之改之国書到来次第、 其方茂諸事大儀ニ被 兼而申合之趣相違無之候ハ、、被請取之、 江御渡可被置候、 相懸り可申茂難計候、 (前略) 従其方左右有之而 追而可相達候間、 則 信使対州逗留も日久敷帰国之期茂及遅引 御返翰持参之 思召付而、 可被得其意候、 朝鮮之国書当地迄被差上候様子等之 御返翰被遣候而ハ、海路往来数日 御返翰早速被書改候而其方 御使於大坂可相達候之間 以上、 其方并両長老披見之上 御返翰者三使江被

一月廿五日 阿部豊後守

井上河内守

秋元但馬守

大久保加賀守

土屋相模守

宗対馬守殿

意を受けて二日前の二十三日に江戸家老杉村三郎左衛門が老中土屋 朝鮮からの改書方針が江戸に届く前に、帰路大坂にいる対馬藩主の るようにと指示するこの書付が出された背景には、 もとへ将軍返翰を送るという決断を下した。大坂で将軍返翰を請取 幕府は通信使の逗留長期化とそれによる対馬藩の負担を考慮して、 帰路道中からの

表 2 近世朝鮮使節一覧 三宅英利『近世日朝関係史の研究』などより作成。 ※正徳度の奉呈日、請取日は於江戸

_		_					_			_		
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	回数
文化8年(一八一一)	宝暦14年(一七六四)	延享5年(一七四八)	享保4年(一七一九)	正徳元年(一七一一)	天和2年(二六八三)	明暦元年(一六五五)	寛永20年(一六四三)	寛永13年(一六三六)	寛永元年(一六二四)	元和3年(一六一七)	慶長12年(一六〇七)	年代(西暦)
辛未	甲申	戊辰	己亥	辛卯	壬戌	乙未	癸未	丙子	甲子	丁巳	丁未	干支
家斉	家治	家重	吉宗	家宣	綱吉	家綱	家光	家光	家光	秀忠	秀忠	将軍
通信使	通信使	通信使	通信使	通信使	通信使	通信使	通信使	通信使	回答兼刷還使	回答兼刷還使	回答兼刷還使	使節名称
三八	四七七	四七七	四七五	五〇〇	四七三	四八五	四七七	四七八	四六〇	四二八	五〇四	人数
84 泊	16 泊 6 泊	23 泊/6泊	22 泊/9 泊	20 泊/9泊	13 泊/ 10 泊	35 泊/ 21 泊	13 泊/29 泊	12 泊 8 泊	19 泊/10 泊	22 泊/9 泊	18 泊/6泊	往路/ 復路 村馬府中泊
	6 泊/ 31 泊	10泊/5泊	6 泊/7泊	11泊/9泊	6泊/3泊	6泊/9泊	6泊/9泊	5泊/5泊	3泊/9泊	2泊/4泊	3泊/3泊	往路/復路
	24 泊	22 泊	18 泊	31 泊	20 泊	21泊(8泊)	20泊(7泊)	15 泊 (7 泊)	11 泊		19 泊	(日光往復)
5 • 22	2 • 27	6 . 1	10 • 1	11 1 1 **	8 • 27	10 • 8	7 • 19	12 • 13	12 • 19	8 • 26	5 6	奉呈月日 朝鮮国書
6 15	3 • 7	6 . 7	10 • 11	11 11 11 **	9 . 6	10 • 25	8 . 3	12 • 27	12 • 22	9 . 5	5 • 11	請取月日
対馬聘礼	事件帰路大坂で崔天宗殺害		吉宗、白石の改変を復旧	新井白石による改変		日光参詣	日光参詣	「日本国大君」日光参詣・将軍称号		伏見聘礼(将軍上洛中)	国交再開	備考

対馬藩の出費は大きく抑えられることになったのである。へ出した口上書の効果があるといえよう。この幕府の決定により、

一 帰路途上の一行と国元の対応

藩の一行と国元対馬の対応を見ていきたい。本章では通信使を護行して帰路対馬へ向かう藩主宗義方以下対馬

(一) 帰路途上の対応

あり、上使を対馬まで派遣しないという幕府の決定に喜ぶ様子が窺り無之段、公儀ゟ御用捨之趣ニ相聞へ、誠以珍重之御事奉存候」と方衛門宛の書状が出されている。その書状には「上使御国元迄御下左衛門宛の書状が出されている。その書のうちに道中から江戸家老杉村三郎が帰路道中の一行に届いたのは二日後の二十七日である。一行は三が帰路道中の一行に届いたのは二日後の二十七日である。一行は三二十五日に出された幕府の決定を知らせる老中書付(【史料5】)

た喜びの中にありながら、

帰路道中の対馬藩士たちは、

江戸家老宛の書状で指示しているのである。

先例をも重視していたのであった。

対馬藩は幕府の指示に忠実に従おうとするだけではなく、

先例と幕府の指示の間の齟齬を気にして

大坂で将軍返翰を請取れる事になっ

而

27

える。 礼被仰遣候」と、 している。一方、 そして、「相模守様江別而御礼被仰進可然存、 幕府の決定について次のような懸念も示している。 御用掛老中土屋相模守へお礼に伺うようにと指示 御別紙を以御

被仰達置可然存候 御壱人御披見之事候間、 坂ゟ御帰京被成事ニ候故、 此義ハ京・大坂迄ハ両長老被居合候、 此度之御奉書ニ両長老御同前御披見被成候様ニと御書載有之候、 相州様江被罷出候節、 大坂ゟ下もニ而相達候得ハ、集長老 縁長老御事者先例之通大 御用人衆迄為念

とを御用掛老中土屋相模守のもとへ念のため知らせておくようにと、 不可能となることを一行は懸念しているのである。 離れ帰京することになっているため、大坂以西での縁長老の披見は よる朝鮮国書披見を求めている。 義方)と「両長老」(=以酊庵輪番僧の集長老と加番の縁長老) にある「其方并両長老披見之上」(【史料5】の波線部)という文言 二十五日に老中連署で帰路道中の対馬藩主へ出された書付の文中 道中の一行は問題視している。 先例では、 幕府は、「其方」(=対馬藩主宗 加番僧は大坂で一行と そして、 そのこ に

\equiv 国元の対応

発生して日朝間で両国の国書を差し戻し、 九郎左衛門を使者として派遣することを即日決めている。 日のことである。 目の十一月二十二日に三島から発送された書状が届いた十二月十二 ずに帰路についたことを国元が知るのは、 本節では国元対馬の対応を検討する。江戸で国書をめぐる紛争が 国元では、 この知らせを受けて釜山の倭館へ内野 一行が江戸を発って四日 通信使が将軍返翰を持た

改被成、 してもいる。そして、「其首尾ニ罷成候而者、 と、江戸から上使が遣わされ対馬での国書再交換という事態を覚悟 朝鮮側から来た場合には、「其趣 ことを望んでいる。 御儀候、」とあることから、 分がある。「此度之御返翰其儘被請候様ニ返答有之候得ハ、 て上使応接での出費増大を懸念している。 十日ニ罷成御迷惑ニ可有之候、其上江戸表ゟ之御使弥御下向有之候 館へ渡る内野への指示だけではなく、国元年寄中の思惑が窺える部 国元年寄中から内野九郎左衛門へその日に出された書付には、 御物入茂大分相増申事候」と、三使の対馬逗留長期化に加え 御使を以対州迄被差下、 しかし改書した国書を再交換するという返答が 国元では両国国書を再交換せずに済む 対州ニおゐて御引替被成筈ニ候、」 公儀江被遂御案内、 三使対州へ之逗留数 御返翰御書

せは国元にはまだ届いていない。 ることになり、 する内野宛の書付に杞憂を縷々書き連ねているのである 前章で見たように、 国元への上使派遣は回避された。 改書された返翰は大坂で藩主宗義方が受領す そのため国元年寄中は、 しかし、 その知ら 渡

方 書付の末尾からは、 対馬藩が日朝間の「緩衝装置」として

【史料7】(前略

役割を果たそうという姿勢も窺える。

候而 御書翰書改之儀、 啓聞有之候様ニ呉々可被申含候事 之急速ニ都表ゟ申来候様ニ訓別へ被申聞 ハ朝鮮国之御為にも不罷成事候間、 畢竟御用向を朝鮮国ニ而被軽候様ニ相聞へ可申候、 御返答延々ニ候而ハ、 成否之義少茂遅々無 公儀茂御待遠二被 東萊府使ゟ右之趣 左

十二月十二日

内野九郎左衛門殿 年寄中

と江戸幕府に受け取られることを国元では懸念している。 速やかな返答を求めるようにと、訓別 朝鮮側の不利益になるとして、倭館を監督する東萊府使から廟堂に 朝鮮廟堂の返答が遅くなると、この一件を朝鮮では軽視している へ伝えることを内野に指示しているのである。 (訓導・別差、 ともに朝鮮訳 それでは

書を持つ訳官卞判事らと共に、(32) 求めていることが分かる。釜山に渡った内野は、 ニ罷成」として不要とする点などからも、 候様両訳共江能々可被申聞候」という文言、倭館での摂待を 書中の「少茂遅々無之東萊ゟ都表へ注進被仕」「返答急速ニ 年明け一月二十四日に帰府している。 国元が迅速な取計らいを 改書された朝鮮国 間延 中来

帰路船中と国元の交渉

間では、この後頻繁に書状が取り交わされている。 通信使を護行して帰路対馬へ向かっている藩主一行と国元対馬の 本節では、その

ている。

の一行宛の書状が出されている。倭館からの報告は国元対馬を経由(33) して帰路船中の一行に伝えられるのである。この時、 に届いた翌日、正徳二年(一七一二)正月六日に国元から帰路船中 まず、 り取りを通して、対馬藩から三使への要請の過程を検討する。 渡海した内野と倭館館守樋口内記から出された書状が国元 通信使を護行

する対馬藩一行は長州藩領まで到達している。

翰 を改書しなくても朝鮮の恥辱にはならず、 別而朝鮮国之恥辱ニ可罷成儀者曽而不被存候、前以相認り居候御書 三使方ゟハ極而書改無之候而ハ難計由申来候得共、只今之通ニ而 のではないかと考えていたようである。 して対馬藩と交渉する東萊府では三使とは考えが異なり、将軍返翰 倭館の様子を伝える国元からの書状によると、「東萊被申候 御返翰ニ而相済可申事ニ存候、」とある。 両国共に改書せずに済む 朝鮮側の外交窓口と

之儀、 という状態を打破するために、 考える国元では、「右之通都表ニ而茂訳官を以可差渡与相談相極候 此節御物入茂相增、 有之候哉、」と考えている。 来る朝鮮国書を「九郎左衛門へ被相渡候儀承引無之、弥判事渡海 郎左衛門方へ申遣候、」と帰路船中へ報告している。そして「国 角不被書改候而者難成訳ニ御座候付、書改之儀追々以飛船内記・九 このように倭館から伝えられたのだが、 彼国ニ而者弥重々被申事」であるから、廟堂から改書されて 館守る口上計ニ而幾度申達候而茂、 其上判事渡海仕候而者、 その場合、「仮令小勢ニ而渡海候而茂、 帰路船中の一行へ次のように提案し 国元では 東萊承引有之間敷候、」 段々延引いたし候」と 「此度之国書兎 いる。

【史料8】(前

有御座候哉、 被致度旨、三使方ゟ朝鮮へ書翰を以被申越候様ニ被成、 相改候国書之儀、 如何程被仰達候而も、 (中略) 対州ゟ之使者へ被相渡、 兎角国書ニ相附候人之儀ニ候間、 彼国承引有之間敷存候間、三使衆 刻茂早々引替帰国 御国ゟ 如何可 へ被

元では、 彼方ゟ以書翰被申越候様ニ可被成候哉、 朝鮮訳官らが来島しないで朝鮮国書を「対州ゟ之使

日に朝鮮廟堂から改書された国書が東萊府まで届いた事が報告され 同じく国元差出帰路船中宛書状を見ると分かる。(3) 翰を出して朝鮮廟堂へ申し入れてもらうように提案している。 者」(内野九郎左衛門カ) この提案は実現しなかった。それは、 が倭館で受領できるように、三使から書 五日後の正月十一日付の この書状では、 しか 八

まり、 指図 渡海して来る事を倭館で説得して差止めようとしたが、「都表ゟ之 事」としている。 対馬藩側が倭館で朝鮮国書を受領することは不可能となっ により、 廟堂での改書が早々と済んだことを国元では「珍重之御 近日中に来島することになったと報告している。 しかし、 国書を持参する使者として訳官下判事が

ている。

藩側に渡し、 そして、 卞判事は対馬府中到着後、 家老の杉村采女と原宅右衛門が海路帰国途上の通信使 西山寺に入り朝鮮国書を対馬

卞判事が直接、 からの書付や訳官が差し出した証文を見ると、 行の船まで届けるというのが、 の船中まで朝鮮国書を届けさせることを希望しているようである。 帰路船中の三使に朝鮮国書を届ける場合は、 国元の方針である。 朝鮮側は卞判事に三 しかし、 対馬藩 倭館

> が糸船 向かう卞判事の乗る船に対して漕船を出すように、 (対馬藩の貿易船)を用意する必要があり、 さらに三使の元 帰路船中から

各馳走所へ触れを出す必要があると国元は言う。

これを受けて、

帰路船中の一行から国元への返書が正(36)

月十六日

理由も挙げられているが、「畢竟、途中ニ而之御引替者国体茂軽々 書交換の場所になる馳走所にとって 事途中迄不及持参候、」とあり、 出されている。 する必要はないとする。「公儀江御伺茂無之」という理由の他、 それによると「間茂なく御入船之御事ニ候故、 朝鮮国書を船中まで卞判事が持参 「御迷惑被成ル事ニ候」という 下判

【史料9】(前略

して、

この返書の最後には次のように書かれている。

旁不宜存候」というのが船中一行の結論のようである。

敷相聞、

下判事儀御国ニ而待請候様ニ被申越可然旨申達候得者? 伝令一封被相渡候付差越候間、 三使江御書翰書改致下釜候段申達候得者殊外之満足にて御座候 判事へ可被相渡候、 恐惶謹言

杉村頼母 大浦忠左衛門

正月十六日

平田直右衛門

-田隼人

口佐左衛門殿

卞判事へ伝えるべきだという対馬藩側の申し入れを受けて、三使は 殊外之満足」の様子だという。 改書された朝鮮国書が釜山まで届いていることを聞い 対馬で一行の帰着を待つようにと

29

府参着迄爰元へ相扣居可申由申候、」と船中の一行へ報告されていられ候得共、此度伝令を以御当地ニ相扣候様ニ申来候間、弥三使対内野「九郎左衛門を以、卞判事へ相渡」している。伝令を受領したると、帰路船中から届いた伝令は、卞判事と共に倭館から帰国したると、帰路船中から届いた伝令は、卞判事と共に倭館から帰国したると、帰路船中の高いた伝令は、卞判事と共に倭館から帰国したると、帰路船中の高大で、朝鮮国書を持参し国元では正月二十七日付の帰路船中宛書状で、朝鮮国書を持参し国元では正月二十七日付の帰路船中宛書状で、朝鮮国書を持参し

た。

泰億が帰路船中から出した伝令の効果であるといえよう。三使の到着を待つことになったのは、対馬藩の要請を受けて正使趙にしたと答えているのである。卞判事が三使の元まで来ずに対馬でら対馬で待つようにという伝令が来たので、三使の到着を待つことら対馬で待つようにと明鮮廟堂から指示されていたが、船中の正使趙泰億かつまり卞判事は、対馬へ向かっている三使の元まで朝鮮国書を届

三 対馬における「国書引替一件

以酊庵との交渉を検討することとする。礼への姿勢を考察する。まず通信使との交渉から検討する。次いで本への姿勢を考察する。まず通信使との交渉から検討する。次いで本章では通信使一行の帰路、対馬到着後における対馬藩の外交儀

一)通信使と対馬藩の交渉

通信使と対馬藩主、以酊庵集長老らの一行は正徳二年(一七一

幕府と朝鮮側双方に働きかけて出費を抑えようとしてきたが、

恒例

将軍返翰は藩主邸に入れられ、長持のまま書院床の内に据え置かれたのは三使が朝鮮国書を請取って西山寺を出た後、亥中刻である。た。前年十一月十九日の江戸出立から七十九日目の対馬帰着である。た。前年十一月十九日の江戸出立から七十九日目の対馬帰着である。

模守へ報告するべきと対馬藩では考えていることが分かる。 (3) とあり、朝鮮国書到来について先ず来聘御用掛老中の土屋相存、」とあり、朝鮮国書到来について先ず来聘御用掛老中の土屋相が対馬に帰着したことを知らせるものである。江戸屋敷の杉村三郎が対馬に帰着したことを知らせるものである。江戸屋敷の杉村三郎左衛門宛ての書状には、「書改到来之段、先相州様迄被仰上可然が対馬に帰着したことを知らせるものである。江戸屋敷の畑嶋伊左伊予守・対馬藩江戸屋敷の杉村三郎左衛門・大坂蔵屋敷の畑嶋伊左伊予守・対馬藩江戸屋敷の杉村三郎左衛門・大坂蔵屋敷の畑嶋伊左伊予守・対馬藩江戸屋敷の杉村三郎左衛門・大坂蔵屋敷の畑嶋伊左の二月九日付の書状が、御用掛老中土屋相模守・大坂城代土岐

候間、 得儀ニ候、 では、 刻も早く国書を交換して帰国したいという朝鮮側に対して、 永々逗留仕難儀奉存候、」という口上が藩主邸に届いた。(40) 返答している。 乗船仕度候、」と申し入れて来た。 上々官三人が藩主邸に参上して「帰国及延引候而ハ猶又不首尾御座 翌十日に三使から「国書之儀一日茂早く御請取被下候得かし、 藩主邸での饗宴という「先規を御欠き可被成と有之段、 被召寄候儀者必御用捨被下候得かし、一刻茂早々御書翰取 (中略)御書翰御取替之儀ハ明後十二日ニ可被極候、(役) 対馬藩は、 先例の無い 藩主邸での饗宴を辞退して、一 「国書引替一件」に際して、 対馬藩 さらに 難心

間で日程を巡って対立している様子が窺える。

一使の返答を聞いた杉村は

「即日ニ国書取替相済候而者軽々敷相

を三使に伝えて

御返翰之儀ハ弥明後十三日相渡可申旨」

31

国書取替を即日済

ますのは軽々しく聞こえるという理由

返

翰は明後十三日に渡すと再び申し入れるのである。

この発言からは、

日にも上々官が訪れ、 前日同様に饗宴辞退と早々に国書交換

藩

饗宴については予定通り挙行する方針であっ

この日の夜に以酊庵へ 杉村の発言の詳細は、 頼母を使者として同日、 を済ませたい旨を申し入れている。 遣 集長老に国書交換への同席を要請するために 三使の元へ遣わしている。 わされた仁位孫右衛門が持参した対馬藩主 それに対して藩庁では家老杉村 その時の三使と

日ニ御返翰彼方ニ而相渡可申旨」を伝えている。 請取可申候間、 それによると、 此方へ可被致持参候、 家老杉村頼母は三使へ「 尤明日致饗応を茂、 明十二日朝鮮ゟ之国書相 つまり、 明後十三 明十二日

口上から知られる。

三使の客館で渡すと申し入れている。 饗応を受けたことが朝鮮廟堂に知られては、 のでは、三使は一夜でも安堵できない。 由」を主張している。 を茂不仕、 鮮之国書御渡申入即日御返翰不相請取候而者、 に藩主邸で朝鮮国書の請取と饗応をして、 明日中に国書取替を済ませたいとの事である。 我々首尾茂殊外不宜事ニ候故、 其上国書取替不相済候而御饗応請候段朝廷方へ相聞 明日朝鮮国書を渡して即日返翰を請取 それに対して三使は 明日中ニ国書取替相済度之 さらに国書取替が済む前に 明後十三日に将軍返翰を とりわけ都合が悪い 一夜之乍儀我々安堵 対馬藩と三 明日朝 れない 一使の 0

> 三日が最短であり、 国書奉呈から将軍返翰受領までの日数は、 には各回の国書奉呈日と返翰請取日も書き入れてみた。 国書奉呈と返翰請取を一日で済ますのは先例が無いことから、 が外聞を気にしているように思われる。 大体十日前後の間を置くのが通例である 寛永元年(一六二四) 表2の近世朝鮮使節 三使の朝鮮 覧

明日取替相済候筈ニ申合候、」と対馬藩側が譲 歩して、 明十二日 由

を重ねて申し入れたので、「不得止事候而、

しかしながら、三使が

「是非明日中ニ国書取替不相済候而者不叶

三使衆望之通国書

この経緯が以酊庵集長老に伝えられて、 日で両国の国書交換を済ますことになった。 口上の最後で次のように

の国書交換及び明後日の饗応への同席を集長老に要請している。

(史料10

口上

明

Ħ

被申聞 御案内及延引候、 色々申談居候付、 明 無御座候得共、 過ニ三使衆此方へ被参筈ニ御座候間、 応之義ハ明後十三日ニ相極候、 可申候間、 (前略) 依之 日御出 其節御出可被下候、 不得止事訳ニ而 可被下候旨申達 弥明日御出可被下候、 公儀ゟ兼而被 国書取替之儀今日ニ茂相済度之由、 右申入候通拙者ニも不快ニ有之而、 今晚夜二入明日国書取替相済候様二相極候故 明日 此段早々御案内可申入之処、 挿 弥其節御出可被下候、 ,而相務申筈ニ候間 尤彼方へ茂御同道可申候、 出置候通、 明四ツ時分御左右可申入 国書致披見相請 三使衆度々 弥其元ニ 明四 未聢と快

以酊庵と対馬藩の交渉

快罷成候ハ、参上可仕」と返答している。「年然重キ御用之儀ニ御座候間、今晩中致保 味で熱もあり、明朝までに快復しなければ明日の国書交換に同席す 老も帰路船中で体調を崩したようだが、さらにこの夜前から風邪気 熱茂強候付而薬致服用平臥之体ニ罷在候間、明日之儀御断申上候、 対して集長老は、「船中ゟ少々不快ニ罷在候処、 このように、 明四ツ時の藩主邸への出頭を集長老に要請している。 対馬藩では国書取替が明十二日に決定したことを伝 今晚中致保養、 藩主宗義方と同様に集長 明朝ニ至熱茂醒少々 夜前ゟ風気ニ有之、

ずに三使と藩主の間で国書交換を済ますことになった。十二日午前 無御座候、」と欠席の連絡をしている。 邸での饗宴は翌十三日に挙行されている。 を訪れて将軍返翰を渡して、 に三使が藩主邸で国書を奉呈し、 集長老は使僧を遣わして「風気ニ而熱御座候付、 日朝両国の国書交換は終わった。 同日午後に対馬藩主が三使の客館 結果的に、集長老は同席せ 参上仕体 藩主

乗り込む十八日まで、 次の対馬藩主口上を持参している。 国書披見を要請している。 その後、大坂まで朝鮮国書を運ぶ家老杉村采女らが国書奉安船に(46) 国書交換の二日後、 十四日に以酊庵を訪問した吉川六郎左衛門は ほぼ連日対馬藩士が以酊庵を訪れて集長老に しかし集長老は国書披見を断り続けた。

(史料11)

口上之覚

三使明後十六日可致出船段達而被申聞候故、 副書之儀申進候得

> 成 被致出帆候而者、 入候儀如何敷存候得共、 及違却可申と存候付、右之段為念御届申入置候、御病中折々申 下候様ニと存候、出船之義十八日ニ被致候様ニと申遣候上、 候様ニ可申遣与存候、何とそ其内御気分御繕被成、 書出来不仕段申遣、先三使十六日之出船相延、十八日出船被致 一、十七日迄茂副書出来不仕出船相延候様ニ罷成候而ハ、 御病中故御認難被成被思召候由承届候、乍然副書無之三使 御認被成候様ニと存候、 先例茂違国体如何敷存候付、 何とそ明日明後日之内ニ御気分御繕被 以上、 貴僧御病中故副 副書御認被

以酊庵

ることは出来ないという。

二月十四日 宗対馬守

仰聞候共御請申間敷由被仰聞候」と記録されている。 「公命を背候上ハ、右之来翰披見可仕様決而無之事候、我々纔成禄 を得罷在候而茂、 している。この口上を持参した吉川六郎左衛門への集長老の返答は 。時に渡す副書を明日、明後日のうちに認めるように集長老に要請 対馬藩主宗義方は朝鮮国書の披見だけではなく、三使が対馬を発 御目付心ニ而御座候、此義ニ付而者太守何分ニ被

僧が、 入のほかに、 も食みながら、 酊庵輪番僧の収入は幕府からの碩学料、 することはできないと、集長老は対馬藩側に伝えている。この中に、 「我々纔成禄を得罷在候而茂、御目付心ニ而御座候、」とあるが、 国書引替に同席するという公命に背いた以上は、朝鮮国書を披見 なぜ朝鮮国書の披見を拒み続けたのかは不明である。それは 対馬藩から毎年現米百石の支給があった。対馬藩の禄(49) 御目付心を持って対馬藩を監察していた以酊庵輪番 以酊庵送使船による貿易収

告されている。

五名宛てに出された二月十八日付書状の別紙書付では次のように報(3)

帰着後の以酊庵と対馬藩の遣り取りの経緯は、対馬藩主から老中

之候共、 対馬藩も同じようで、大坂まで護送する朝鮮国書を国書奉安船に が集長老の宿意の原因であると対馬藩では考えているようである。 せる前日の十七日に再び以酊庵を訪れた吉川六郎左衛門の口上には 宿意を以御披見不被成候段、我々不才之上ニ而ハ難心得奉存 とある。対馬藩側に何らかの「取紛麁末成義」があり、 対馬守并家老共取紛麁末成義有之、少々御心ニ叶不申義有 来翰ニ文字之誤り有之候而ハ日本永々之御恥辱ニ而御座候

乗

集長老の一日延期という意向が、 との御口上ハ無御座候」と言い、 上した使僧は「其節之使僧ニハ拙者参り申候、 この十七日に吉川に答えている。 孫右衛門に対して、「一日被差延被下候」と一日延期を求めたと、 当日の朝、 延期の要請はしていないという。 しかし、 国書交換当日に藩庁に参 藩庁へ伝える以酊庵の 日限御延被下候様ニ

集長老は国書交換の前夜、

翌日の藩主邸への出頭を要請する仁位

朝鮮国書を大坂まで護送する家老杉村采女らの国書奉安船への乗船(い) を知らせる吉川に対して、 成共御勝手次第二被仰上候、」と答えている。 集長老は「江戸表へ御案内之儀、 如何様

使僧には伝わっていなかったということであろう。

翌十八日には、

0

(史料12)

朝鮮之国書改到来仕候ハ、、 之趣相違無之候ハ、、 御返翰三使江相渡帰国候様仕、 私并集長老披見之上、三使約定

御返翰

33

之儀者客館江私持参仕三使江相渡申候、 見仕候処、 国殊外差急キ申候故 致披見候上引替可申儀ニ候得共、 可罷出体無之由申聞候付、 与国書引替候節之様子者私了簡を以宜様可仕之旨、 以上 仰付候故、 三使約定之通相違之儀無御座候故請取之、 集長老出会候様ニ申達候処、 不得止事私一人二而引替申候、 去十二日於私宅三使致対談国書披 集長老快気之程難計 如御差図集長老二茂 病気ニ有之 兼而以御 中略

二月十八日

土屋相模守様 (以下四人略

対馬における国書交換での以酊庵集長老の欠席を、そのまま幕府

主邸での饗宴を挙行した理由として、 色々与被仰遣漸御聞届候、」とある。 (対) を御厭被成候様ニ相聞候、其上古例 という対馬藩の外交方針もあったことが書かれている。 書状も認めている。その中には、「三使断ニ被任候而者、 報告した対馬藩主宗義方は、 の出費をも厭うように幕府に聞こえてしまい、さらに先例遵守 其上古例欠候段如何敷事二御座候故、 同日付で江戸家老杉村三郎左衛門宛 三使の中止要請を容れずに藩 中止すれば対馬藩が恒例の行 御物入

\equiv 国書奉安船と対馬藩

来た人物及び持参品をまとめたものが表3である。壱岐瀬戸浦出帆 国書奉安船は対馬出帆後、 摂津兵庫の各地に寄港しながら大坂へ向かった。 最後に、 国書奉安船の経路及び江戸への朝鮮国書送達を確認する。 通信使と同様の経路を辿り、 寄港地と挨拶に 壱岐風元

表 3 正徳 2 年 「国書奉安船」への挨拶・持参品「正徳元辛卯年信使記録 国書引替之事 坤 二十一」より作成。

月日	場所	挨拶に来た人	持参品(網掛けのみ受領)
2月26日	壱岐風元	風元押役荏原甚平・対馬藩御茶屋番田中村右衛門	無
2月27日	'巴哎黑儿	庄屋篠崎庄右衛門	肴2種・野菜7種
2月30日	壱岐瀬戸浦	庄屋高田稲右衛門	無
3月2日	上 文/(根) 一(田	(浦奉行高田次郎左衛門方へ薪調達依頼)	
3月3日	肥前呼子浦	庄屋弥左衛門	無
07,01	30113 3 3 1113	(呼子浦押役清水忠兵衛へ漕船・宿用意依頼)	
3月5日	筑前藍島	藍島押役神代与三兵衛	水柳1斗入・粕漬1桶・蚫1桶
		漕船下知役福竹新兵衛(芦屋浦まで同行)	無
	長門赤間関	松平民部大輔内吉井平右衛門	縮面 2 端・干鱈 1 箱(杉村采女へ) 金子 500 疋(原宅右衛門へ)
3月11日		毛利又四郎内相田弥五郎	紗綾2端・干鯛1箱(杉村采女へ) 半紙30束1箱(原宅右衛門へ)
		赤間関在番荻野格右衛門	無
3月12日	周防田ノ浦	毛利又四郎内伊藤杢之允	無〈見廻り〉
3月14日	周防上関通船時	松平民部大輔内上関在番村上新右衛門	看2種・野菜3種(杉村采女へ) 看1折・野菜2種(原宅右衛門へ)
0 / 1 1 1 1		庄屋喜左衛門	無
	周防家室		新2種・野菜2種(杉村采女へ)
		家室在番岩野格右衛門	肴1種・野菜1種(原宅右衛門へ)
	伊予津和	庄屋富永助右衛門	無
3月15日	安芸蒲苅通船時	浅野安芸守吉長内井上太郎右衛門	鰹節1箱・三原酒1樽1斗入・野菜1折(杉村采女へ) 鰹節1箱・三原酒1樽1斗入(原宅右衛門へ)
		蒲苅在番木村左助	三原酒1樽(杉村采女へ) 三原酒1樽(原宅右衛門へ)
		蒲苅宿亭主加賀屋善右衛門	野菜 2 種(杉村采女へ) 野菜 2 種(原宅右衛門へ)
	鞆通船時	阿部備中守内野茂田源太兵衛	鯛1折・野菜3種(杉村采女へ) 鯛1折・野菜3種(原宅右衛門へ)
		阿部備中守内下宮文治	無
3月16日	備前下津井	下津井定宿亭主那須野孫右衛門	肴1折(杉村采女へ) 肴1折(原宅右衛門へ)
		池田伊予守内下津井在番吉田又六	看1折(杉村采女へ) 肴1折(原宅右衛門へ)
		池田伊予守内水野小右衛門	無〈牛窓まで同行〉
	丈島	牛窓定宿亭主那須助三郎	肴1折・野菜2種・水樽1(杉村采女へ)
3月17日		池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	看1折・野菜1籠・水樽1(杉村采女へ) 肴1折・野菜1籠・水樽1(原宅右衛門へ)
0 [10 [備前牛窓	池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	
3月18日		牛窓定宿亭主那須助三郎	無〈見廻り〉
3月19日		牛窓定宿亭主那須助三郎	花1折
3月19日		池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	
		池田伊予守内渡部助左衛門・牛窓在番下野七助	
		池田伊予守内漕船下知役塩田甚大夫・東原半左衛門	
		室津定宿亭主吉田彦大夫	無〈上陸勧誘〉
3月20日	播磨室津	榊原式部大輔内設楽孫左衛門	蚫1折・野菜1折・水柳2(杉村采女へ) 鯔1折・水柳1(原宅右衛門へ)
3月20日		榊原式部大輔内奏者番山川十郎左衛門・大目付 太田格右衛門・船奉行原田清右衛門	無
		室津采女宿亭主日野屋左大夫・宅右衛門宿亭主 吉田屋弥五右衛門	無〈上陸勧誘〉
		室津定宿亭主彦太夫方某	酒・野菜・肴
	備後高崎通船時	代官石原新十郎手代田中勘助	水船1艘
		榊原式部大輔内漕船下知役室忠太夫・山崎四郎右衛門	
		兵庫定宿亭主細屋新九郎	対馬藩大坂屋敷留守居畑嶋伊左衛門からの書状箱
3月21日	Investida and union	兵庫在番一宮弥五右衛門・船奉行駒伊左衛門	無〈夜に再度〉 蚫1折・水樽1(原宅右衛門へ)
	摂津兵庫	松平遠江守内野上角太夫	蚫1折·水樽2(杉村采女へ)
		松平遠江守内漕船支配役米倉兵右衛門	無〈大坂川口まで見送り〉
		兵庫名主六右衛門・弥兵衛・粧右衛門	無
			•

の下屋敷を訪れ、

大坂到着の翌日、三月二十三日に杉村采女が大坂城代土岐伊予守

城代土岐に朝鮮国書を託して、「国書引替

件

35

増大を避けるために幕府に働きかけ、

帰路途中大坂で上使から将軍

が悪く筑前藍島に直行できなかったからであるが、 三月三日に、 肥前唐津藩領呼子浦に着船しているのは、 各地で次の寄港地まで同行する船が出されるのも、 それ以外は順調 風向き

通信使の場合と同様である。

音物を受用しないように命じられているため返上している。 と届けられているが、 が挨拶に訪れている。 寄港先または通船中の各地で、 縮緬、 杉村采女・原宅右衛門らの一行は原則として 紗綾から酒、 国書奉安船に対して藩役人や庄屋 肴 野菜に至るまで色々 筑前藍

島で受用している理由を、

対馬藩では「何方之御音物茂受用不仕様

贈答仕来り御家老中三至而も御心安申通候ニ付」と記している。ニ申付置候得共、肥前守様御事ハ対馬守へ御懇意ニ被仰聞、常々 岡藩主黒田肥前守宣政は対馬藩主宗義方と懇意で、(56) で対馬藩大坂屋敷からの書状箱を受け取っている。 音物のほかには、 窓で受用している理由は不明だが、音物は「花一折」だけであった。 ることから例外的に受用しているようである。三月十九日に備前牛 大坂に到着する前日の三月二十一日に、 常々贈答してい 摂津兵庫 常々御 福

輪番僧の中長老を迎えに京へ向かった。 における対馬藩の任務は終了した。 た朝鮮国書は御用掛老中土屋相模守へ差出され、 書宰領大御番衆へ託され江戸へ向かった。 原宅右衛門は大坂城代への朝鮮国書奉呈の翌日には、 朝鮮国書は即日、 杉村采女は大坂城代家老か 四月二日に江戸に到着 即日 大坂城代から 次期以酊庵 将軍家官

> う指示を順守したものといえよう。 国書当地江到着之様子承届候而、 方家来共ハ、伊予守江相渡候以後、 軍返翰と共に受領した老中連署奉書別紙書付にある「国書持来候其六日まで大坂に滞在している。これは、大坂で宗義方が上使から将 国書宰領大御番衆から老中奉書を請取った(同二十一日) ら朝鮮国書の江戸到着を知らされ 帰国候様ニ可被申付候事、」とい 其方大坂之屋敷ニ少々相残り、 (四月十六日)、大坂に帰着した 五月

お わりに

がら考察してきた。 通信使の帰路における対馬藩の行動や思惑を、一件の経過を追 本稿では、 対馬藩が 全体の論旨は次の三点にまとめられる。 |国書引替一件」として記録している正徳度

馬に遣わされている。対馬藩は、(58) 旦差し戻す際にも、 鮮国王から遣わされてきた三使との国書交換に臨席することは、 針であった。外交権を掌握する将軍権力の代行者である上使が、朝 することが決定した時点では、上使が将軍返翰を持って対馬まで下 させたことを指摘した。 易地聘礼の時も、 本願寺に遣わされている。また、 交儀礼上当然のことと幕府は考えていた。実際に、江戸で国書を一 上使の立会いの下で国書引替を挙行するというのが、 点目は、対馬藩が江戸幕府の方針に異を唱え、外交儀礼を変更 上使として豊前小倉藩主小笠原大膳大夫忠固が対 上使として高家織田能登守信門が三使の客館東 日朝両国の国書を一旦差し戻して、 百年後の文化八年(一八一一) 上使が対馬へ来ることによる負担 幕府

論じる際に注目すべき点であるといえよう。が立会わなかったことは日朝外交史上異例であり、正徳度通信使をが立会わなかったことは日朝外交史上異例であり、正徳度通信使を喜交換が行なわれた。国書交換に将軍、またはその名代である上使返輸を預かることに成功した。その結果、対馬藩主と三使の間で国

三点目は、対馬藩が先例や幕府の指示を重視して、細かな点までなく、より円滑な国書引替を図ったことが挙げられる。対馬藩は、たせなかった。しかし、朝鮮訳官が三使の船中まで国書を持参することを阻止することはできた。これは対馬藩が船中の三使に申し入れた結果、正使が認めた伝令の効果ということができる。れた結果、正使が認めた伝令の効果ということが挙げられる。対馬藩は、二点目は、対馬藩が朝鮮側に働きかけて朝鮮廟堂の方針通りでは二点目は、対馬藩が朝鮮側に働きかけて朝鮮廟堂の方針通りでは

通信使一行の対馬到着後、一刻も早く国書交換を済ませ帰路につき可能となることを危惧していた様子から、まずそれが窺える。また、加番僧は大坂で一行と離れるという先例があるため大坂以西では不からの書付にあった「両長老披見」という文言に注目した対馬藩が、気を配っていたことを指摘できる。国書再交換を指示する幕府老中気を配っていたことを指摘できる。国書再交換を指示する幕府老中

例の行事であるとして三使の申入れを容れなかった。

対馬藩も三使

てきた。

藩主邸での饗宴辞退を申し入れてきたが、対馬藩は恒

たい三使は、

の逗留長期化は回避したかったのであるが、先例を踏襲する姿勢は

崩さなかった。

この件では、

幕府への外聞も考慮していたといえる。

済ませたいという三使の要求を容れて同日に行われることになった返翰の授受を別の日に行う方針だった。これは、一日で国書引替を府から任されていたが、対馬藩は先例を参考にして朝鮮国書と将軍対馬での国書引替については、対馬藩の了簡で挙行するように幕

見を連日要請したのも、幕府の設定した以酊庵輪番制を対馬藩が重病気により国書引替に同席できなかった以酊庵集長老に朝鮮国書披が、対馬藩には幕府の規式を参考にしていた姿勢が十分に見られる。

視していた表れといえよう。

対朝鮮外交権を行使していたのである。
対朝鮮外交権を行使していたのである。
対馬藩の自律性及び対馬藩と以酊庵輪番僧の関係に影響されながら、対馬藩の自律性及び対馬藩と以酊庵輪番僧の関係に影響されながら、 うな強かな対馬藩の姿勢を見ることができる。そして江戸幕府は、 うな強かな対馬藩の姿勢を見ることができる。そして江戸幕府は、 うな強かな対馬藩の姿勢を見ることができる。そして江戸幕府は、 うな強かな対馬藩は幕府の指示や先規のある事案については、それを重視し対 朝鮮外交権を行使していたのである。

註

「鎖国」『岩波講座日本歴史』一〇、岩波書店、一九六三年)として描かれて世界は等閑視され、寛永期以降の日本は「国際的孤立状態」(岩生成一九七〇年)。それ以前は岩生成一氏の研究に代表されるように、東アジー 加七〇年)、山口啓二「日本の鎖国」(『岩波講座世界歴史』十六、岩波書店、七〇年)、 朝尾直弘「鎖国制の成立」(『講座日本史』四、東京大学出版会、一九(1) 朝尾直弘「鎖国制の成立」(『講座日本史』四、東京大学出版会、一九

- (3) 荒野泰典「大君外交体制の確立」(『講座日本近世史』2、有斐閣、一 九八一年)、後に同『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八 に所収。
- 4 田代和生「改訂 第Ⅱ期 『対馬宗家文書』について」(『マイクロフィルム版対 江戸藩邸毎日記 別冊中』ゆまに書房、二〇〇二
- (5) 寛永十二年(一六三五)十一月から慶応三年(一八六七)正月まで二 三二年間続いた。この「以酊庵輪番制」についての先行研究には、 院紀要』第二十四集、一九八七年)、同 夫「対馬以酊庵の研究―近世対朝鮮外交機関の一考察―」(『東洋大学大学 「朝鮮修文職と通信使館伴」(『韓』 田中健

一一〇号、一九八八年)がある。

- (6) 正徳期の江戸幕府・対馬藩関係についての先行研究には、泉澄一『対 馬藩江戸家老』(講談社、一九九五年)、宝暦期から安永期にかけての対馬 その後の幕府・対馬藩関係については、吉宗政権期について山本博文『対 馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』(関西大学出版部、一九九七年)がある。 藩の幕府との交渉過程を扱った鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係 -近世日朝関係への一視覚──」(『朝鮮史研究会論文集』第二十三集**、**
- 家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年)がある。 じた同「寛政改革期の幕府・対馬藩関係」 一九八六年)、寛政改革期の幕府の朝鮮政策とそれへの対馬藩の対応を論 (田中健夫編『日本前近代の国
- (7) 朝鮮通信使の正使・副使・従事官各一名。正徳度は正使趙泰億・ 任守幹·従事官李邦彦。 副使
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』第八(続群書類従完成会、 四頁。正徳元年(一七一一)当時二十八歳。 将軍返翰の 慢は 「戢」に、 朝鮮国書の 光 は 一九六五年)二六 「克」に、 、それぞ
- (1) 三宅英利「朝鮮官人の白石像」(宮崎道生編『新井白石の現代的考察 吉川弘文館、一九八五年)、後に三宅『近世日朝関係史の研究』(文献出版 改められた。

37

- 11 川幕府』(明石書店、一九九七年)に所収 鮮通信使』第四巻、 仲尾宏「辛卯正徳度通信使とその時代」(辛基秀・仲尾宏編 明石書店、一九九三年)、 後に仲尾『朝鮮通信使と徳
- (12) 三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版、一九八六年) と白石の議論を詳述するが、その後の帰路道中の動向には触れていない。 諱の抗争」発生後の朝鮮廟堂の評議を詳述するのに対して、対馬藩内の動 学出版部、一九九七年)は国書の犯諱と外面封式についての江戸での芳洲 向の記述は少ない。泉澄一『対馬藩藩儒雨森芳洲の基礎的研究』(関西大 は
- 13 のが正徳度の記事である。 巻の中で大部分(「巻之百十三」から「巻之百十七」途中まで)を占める 中」が一六巻あるのに対して「信使帰国道中」は六巻に過ぎない。その六 ○巻のうち「朝鮮国部」に一一三巻を割いている。そのうち「信使参向道 幕命により編纂された近世対外関係史料集『通航一覧』には、全三五
- (4) 前者は一九二丁、後者は二七九丁の冊子。共に慶応義塾図書館所蔵。 使記録』ゆまに書房、一九九八年)リール番号6に所収 「正徳信使記録」(マイクロフィルム版『対馬宗家文書 第Ⅰ期 朝鮮通信
- (15) 『新訂寛政重修諸家譜』 九頁。正徳元年(一七一一)当時七十一歳。 第二(続群書類従完成会、一九六四年)一八
- (16) 『通航一覧』朝鮮国部十二、○来聘御用掛 〈附御書付類〉、 御褒美等、
- (17)「常憲院殿御実紀」巻五十一、宝永二年四月二十八日条 (18) 「文昭院殿御実紀」巻四、 史大系『徳川実紀』第六篇、吉川弘文館、一九六五年 宝永六年十一月二十五日条 (新訂 (新訂増補 増補国史 国
- 19 「正徳元辛卯年信使来聘記録 廿」前掲註14のマイクロフィルム、 国書引替之一件附杉村采女覚書共ニ IJ I ル番号6、 580 (以下

大系『徳川実紀』第七篇、吉川弘文館、一九六五年)。

|乾」と略しコマ番号のみ記す)。

覧できる。http://www.kyuhaku-db.jp/souke/ 関・物館所蔵『対馬宗家文書』は「対馬宗家文書データベース」で検索・関(2) 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』整理番号 009041201 九州国立

- (21) 「乾」606~607。
- 五世住持。当時六十二歳。(22) 以酊庵三十七世、雲壑永集。建仁寺永源庵より赴任、後に建仁寺三一
- (3) 以酊庵三十三世、別宗祖縁。元禄期に相国寺慈照院より赴任。後に相「知」と明を清された。当時五十四歳。朝鮮通信使来日の際は以酊庵輪番僧のと同行することになっていた。正徳度は通信使の対馬到着直前に加番僧が亡くなり、代役として別宗祖縁(緑長老)が使の対馬到着直前に加番僧が亡くなり、代役として別宗祖縁(緑戸本田の際は以酊庵輪番僧のはのが馬到着直前に加番を務めた。
- 一頁。当時五十歳。織田信長の七男信高の曾孫。(24)『新訂寛政重修諸家譜』第八(続群書類従完成会、一九六五年)一八(24)『新訂寛政重修諸家譜』第八(続群書類従完成会、一九六五年)一八
- (25) 「乾」629~632。
- (26) 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』整理番号 009090601
- (27) 「乾」649~651。
- (28) 九州国立博物館所蔵『対馬宗家文書』整理番号 009091001
- 三嶋清左衛門政興であった。 こ・は目付鈴木飛驒守利雄と使番から対馬藩江戸屋敷へ知らされている。上使は目付鈴木飛驒守利雄と使番のの翌日には将軍返翰を大坂まで送達する上使について、土屋の用人
- (30)「乾」673~674。

- (32) 「正徳元辛卯年信使記録 国書引替之事 坤 二十一」前掲註14のマイクロフィルム、リール番号6、780~781(以下「坤」と略しコマイクロフィルム、リール番号6、780~781(以下「坤」と略しコマン工二名・格軍十八名」が来島した。
- 配慮であったと考えていることも分かる。その部分を以下に示す。が大坂で幕府側から渡された理由を、対馬藩では三使の労疲を慮る公儀の(33)「乾」735~737。本書状からは、改書した将軍返翰を対馬藩主

被成候」 「公儀思召ニも来翰改り来り候を御覧被成候上、御返翰御改可被成と国体軽キ様ニ相聞へ申候得共、御了簡を以被書改、 殿様迄御渡置事ニ候得共、三使衆五月彼国之都発足被仕、永々逗留被致候労疲を被思召 (公儀思召ニも来翰改り来り候を御覧被成候上、御返翰御改可被成御

- (34) 「坤」766~768。
- 八)に以酊庵が廃されると、この地に戻った。以後幕末まで以酊庵となった。移されていた西山寺は慶応四年(一八六以後幕末まで以酊庵となった。移されていた西山寺は慶応四年(一八六、3) この場所は、享保十七年(一七三二)に以酊庵が焼失し移転してきて、
- (36) 「坤」 797~799。
- (37)「坤」792~793。伝令全文は次の通り。

見萊府報状則 正月十六日在新站||百二十里地 國書陪来譯官處

前進路為留駐以待夫引 日西風連吹想已渡海到馬州 矣夫行匪久當到馬州 矣夫行匪久當到馬州 後更勿 路譯官叚到馬州後更勿 路響官民到馬州後更勿

壬辰正月十六日 到泊馬州冝當者

此石中各家書笘封為先仍使

坤」832。 付送宜當者

38

40 39 坤 862。 坤 861。

42 同右。 41

坤 864。

43 坤 869~870

坤 871。

47 坤 898

幅弐尺八寸、紺ニ白染ぬき」(「坤」912)

「國書奉安船」と書かれた旗を立てている。旗は「地木綿、長四尺、

46 45

48 | 坤 | 900~901

49 洋大学大学院紀要』第二十四集、 田中健夫「対馬以酊庵の研究―近世対朝鮮外交機関の一考察―」(『東 一九八七年)

50 坤 905

(51) 同行する徒衆には、杉村采女から次の書付(「坤」913)が渡され

被相詰、 各儀小早を乗り船ニ申付候間、 足軽共ニも不寝番申付候間、 国書大坂 ニ後レ不申様ニ船頭・水夫ニも被申付、同浦へ乗込候様可被心掛候 夜者不寝番被致、 御城代江被差上候付、各儀被相附候間、 火之元之儀船中入念候様可被申付候、 被得其意火之元之儀堅可被申付候事、 両人宛本船二可被相詰候、 昼夜国書之側ニ 勿論本船 尤

> 尤拙子乗り船之遅速を相考、 待合通船可致候事

江揚候覚悟専要ニ候、 国書船茂及難義節ハ、 国書を陸へ揚候節各儀手を添大切ニ可被致警固候、 右之趣足軽中江茂委細可被申含候、 拙子差図次第身命を抛 以上、 国書を陸

53 坤 915~91

6

54 坤 919。

56 『新訂寛政重修諸家譜』第七(続群書類従完成会、一九六五年)二一

九州国立博物館所蔵 『対馬宗家文書』 整理番号 00909010

57 | 三宅英利「文化朝鮮信使考―易地聘礼の成立」(『北九州大学文学部紀

要B系列』第十一巻、一九七八年)後に三宅『近世日朝関係史の研究』 上使小笠原の小倉藩に任されている。 であったと指摘されている。しかし、朝鮮国書及び別幅の江戸への護送は、 在にすぎず、具体的交渉は副使脇坂中務大輔安董(播磨龍野藩主)が中心 (文献出版、一九八六年)に所収。易地聘礼の際の上使小笠原は儀礼的存

59 候事、」とある事からも分かる。 掲註57)に「御返翰と国書引替候節之様子者、其方了簡を以宜様ニ可被仕 の他に大坂で上使から将軍返翰と共に受領した老中連署奉書別紙書付(前 対馬藩が国元での国書再交換を幕府から一任されたことは、 史料12

〔付記〕本稿は、二〇一四年一月に学習院大学大学院人文科学研究科 た第三〇回学習院大学史学会大会にて報告している。 した修士論文をまとめて成稿したものである。 一部は同年六月に開催され